

地方消費者行政活性化事業		施策番号106
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	50	消費者庁
章	第3	
節	2	作成年月
項	(7)	平成25年5月
目	⑧	
予算措置の状況		
【平成25年度】 ・地方消費者行政活性化事業 729百万円【復興特会】		
施策の内容		
＜被災4県の地方消費者行政活性化基金の上積み＞ ・被災4県(岩手・宮城・福島・茨城)の「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応(食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等)に活用するため、東日本大震災復興特別会計により上積みを措置する。 ＜放射性物質検査機器貸与事業＞ ・消費者の身近なところで地方公共団体が食品等の放射性物質を測定する取組を支援するため、(独)国民生活センターと共同して検査機器を貸与する。 ・地方公共団体の検査を担当する職員等を対象とした、検査等に関する研修会を実施する。		
施策の進捗状況及び今後の予定		
・被災4県の地方消費者行政活性化基金の上積みについては、復興庁からの移し替えの後、交付申請受付・交付決定等、適切に予算を執行する。 ・放射性物質検査機器貸与事業については平成24年11月までに278自治体に392台を配備済。なお、引き続き地方公共団体のニーズに応じて研修会を実施する。 (福島県及び県内の全市町村に計153台を配備。)		